

福井県ドメイン管理ガイドライン

1 目的

福井県ドメイン管理ガイドライン（以下「管理ガイド」という。）は、福井県（以下、「県」という。）が運用するホームページの真正性の確保および県民の錯誤による被害防止のため、県が実施するドメイン管理について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて、次の次号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）県ドメイン

pref.fukui.lg.jp ドメインを指す。

（２）独自ドメイン

pref.fukui.lg.jp 以外のドメインであり、各所属が独自に取得したもの。

（pref.fukui.jp 含む）

（３）部局等

知事部局、議会局、教育庁および教育機関、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、福井海区漁業調整委員会事務局ならびに内水面漁場管理委員会事務局をいう。

（４）福井県公式ホームページ

D X推進課所管の CMS を利用し、作成されたホームページ。

（５）独自ホームページ

D X推進課所管の CMS 以外を利用し、作成されたホームページ。

3 ドメインの命名規則

（１）わかりやすく、使いやすい表記を行う。

①必要に応じてハイフン「-」を使って、利用者がわかりやすい表記を行う。

（語句が区切られドメインのスペルを把握しやすくなる）

②利用者が入力しやすいよう、文字数を短くすることが望ましい。但し、短縮することで意味が不明確にならないよう留意する。

③外国人が多く利用することが見込まれるサイトでは、英語を基本とした表記が望ましい。

(2) 適切な命名・表記を行う。

- ① 他のドメインと類似であるなど、混乱を招くドメイン名としない。
- ② 他部局がドメインを取得する際に混乱を招かないよう、過大な命名を避け、目的に沿った適切な命名を行う。
- ③ 英語名称やローマ字名称を短縮してドメイン名とする場合、ドメイン名が不適切な単語と合致することがないようにする。

4 ドメインの管理

- (1) 福井県が運用するホームページにおいては、特段の事情がない限り、独自ドメインは取得しないものとする。やむを得ない理由により独自ホームページを開設する場合は、統計情報課に申請し、許可を得ること。
- (2) 部局等については、県ドメインのサブドメイン、サブディレクトリ等で運用する。
- (3) 部局等が運用する独自ドメイン（pref.fukui.jp 含む）については、速やかに県ドメインへの移行を検討することとする。
- (4) 県ドメインと並行運用している pref.fukui.jp のドメインについては、リダイレクト等の措置をとり、今後、県ドメインへ移行していくこととする。

5 ドメインの移行方法

独自ドメインから県ドメイン・独自ドメインへの移行は、次に掲げるとおりとする（次ページの「図1 ドメイン移行のプロセス」参照）。

- ① 旧ホームページ移行の半年前に、旧ドメインで移行案内を開始する。すでに、新ドメインを取得しホームページを運用している場合は、旧ドメイン上で案内ページの表示をする。また、新ドメイン上において、旧ドメインの保持について言及すること。揭示要素例については＜参考＞および＜文例＞を参照。
- ② 旧ホームページ閉鎖後も、少なくとも1年以上、旧ドメインを所有すること。
- ③ 旧ホームページの閉鎖後は、旧ドメインで情報発信を行わないこととする。

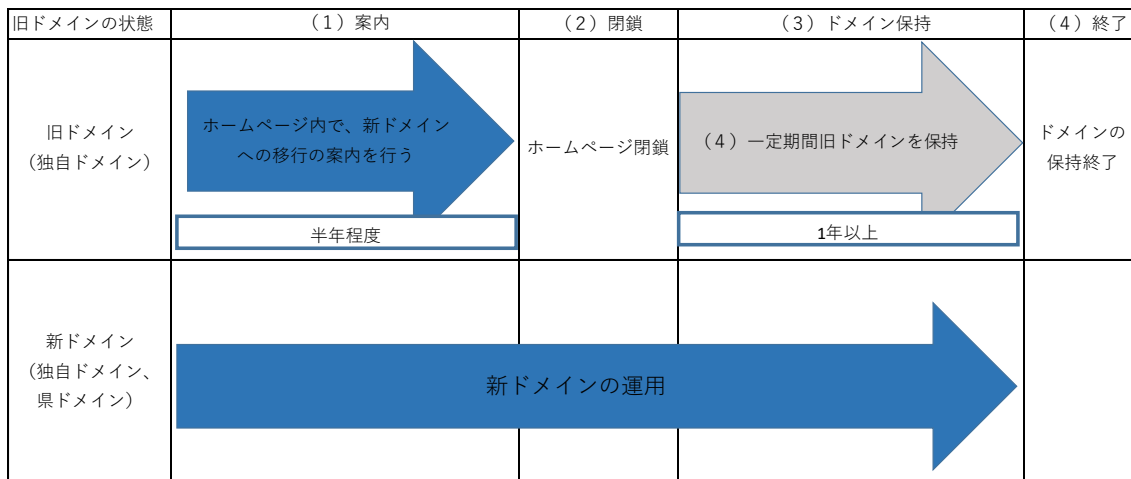
＜参考＞閉鎖案内における揭示内容例

- ・旧ドメインの保持終了時期。
- ・閉鎖する旧ホームページで提供している情報の新ホームページでの掲載先。
- ・閉鎖後のホームページのドメインをなりすまし防止のため一定期間所有を継続すること。

<文例>

- ・2020年3月31日をもちまして、当該ホームページの運営を停止し、停止後は当該ホームページから一切の情報提供は致しません。
- ・当該ホームページは2020年3月31日をもちまして閉鎖することとなり、それ以降の情報発信は、<https://www.pref.fukui.lg.jp/>で行うことになります。
- ・2020年3月31日をもちまして、当該ホームページは閉鎖いたしますが、使用していたドメインにつきましては、しばらくの間、当県で保有致します。
- ・ホームページの閉鎖後について、当該ホームページで使用していたドメインにつきましては、第三者が取得する可能性があります。

図1 ドメイン移行のプロセス

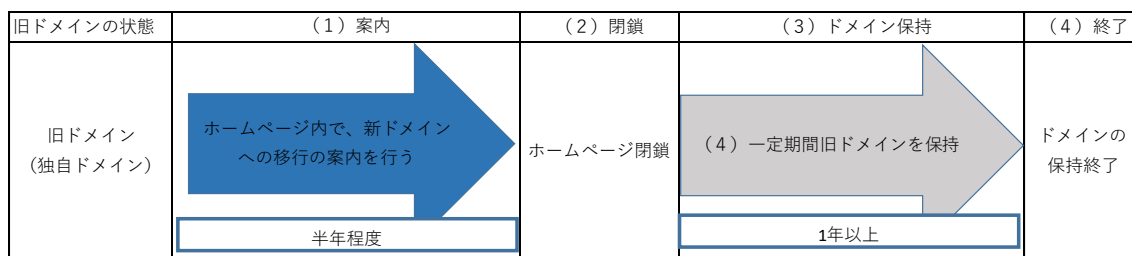


6 ドメインの廃止方法

(1) 独自ホームページにおける独自ドメインの廃止については次に掲げるとおりとする（「図2 独自ドメイン廃止のプロセス」参照）。

- ① ホームページ閉鎖の半年前をめぐに、終了案内を開始する。
掲示内容例については5の<参考>および<文例>参照。
- ② ホームページ閉鎖後は、少なくとも1年以上、旧ドメインを所有すること。
- ③ ホームページ閉鎖後は、福井県公式ホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/>)の各所属ページ上でホームページ閉鎖を周知すること。
- ④ ホームページ閉鎖後は、旧ドメインで情報発信を行わないこととする。

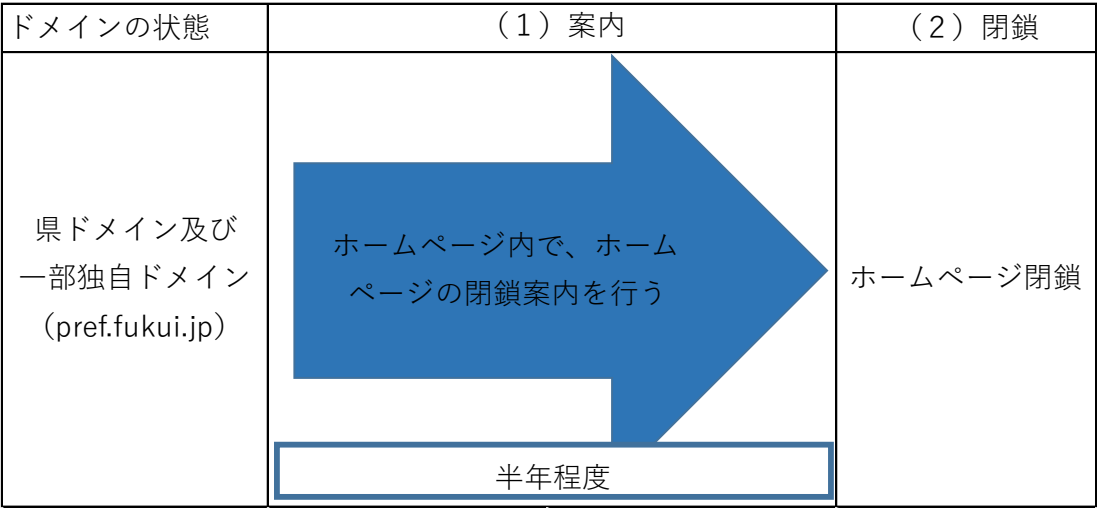
図2 独自ドメイン廃止のプロセス



(2) 独自ホームページにおける県ドメインおよび独自ドメイン (pref.fukui.jp) の廃止については次に掲げるとおりとする (「図3 県ドメインおよび独自ドメイン (pref.fukui.jp) ドメイン廃止のプロセス」参照)。

- ① ホームページ閉鎖の半年前をめぐに、終了案内を開始する。掲示内容例については5の<参考>および<文例>参照。
 - ② ホームページ閉鎖後は、福井県公式ホームページ (https://www.pref.fukui.lg.jp/) の各所属ページ上でホームページ閉鎖を周知すること。
 - ③ ホームページ閉鎖後は、旧ドメインで情報発信を行わないこととする。
- ※県ドメインおよび一部独自ドメイン (pref.fukui.jp) については、県 (統計情報課) がドメインの継続所有を行っているため、なりすまし防止対策としてのドメイン保持の必要はない。

図3 県ドメインおよび独自ドメイン (pref.fukui.jp) ドメイン廃止のプロセス



附則

- 1 このガイドラインは平成30年11月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは令和元年6月21日から施行する。